徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第１１８号　令和元年１１月１２日発行

目　　次

【告示】

番号	表題	担当課名
４９４	道路の区域を変更する件	道路整備課
４９５	同	同
４９６	同	同
４９７	同	同
４９８	道路の供用を開始する件	同
４９９	同	同
５００	同	同

徳島県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和元年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
2　4	羽ノ浦福井	阿南市上中町岡一八六番五地先から同一八六番三地先まで	旧	六・六～一〇・一	三五・九
		同	新	一一・七～一二・〇	三五・九

徳島県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
4　4	三加茂東祖谷山	三好郡東みよし町西庄字宮本二一九番三地先	旧	六・六～七・四	四九・二
		同	新	六・六～七・八	四九・二

徳島県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
１０８	勝浦三野	三好市三野町太刀野山字引地四九三四番一地先から同四九三二番一地先まで	旧	八・三～一六・〇	三四・四
		同	新	一七・八～三六・七	三四・四

徳島県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局那賀庁舎において、令和元年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
295	木沢上那賀	那賀郡那賀町横谷字くれ石一二番一地先から	旧	三・四～九・二	二二三・〇
		同　一二番三地先まで			
		同	新	五・五～三四・二	二二三・〇

徳島県告示第四百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
1　2	鳴門池田	三好郡東みよし町足代字滝ノ下一二六番一地先	一五・四	令和元年十一月十二日

徳島県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
4　4	三加茂東祖谷山	三好郡東みよし町西庄字宮本二一九番三地先	四九・二	令和元年十一月十二日

徳島県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和元年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和元年十一月十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

道路の種類　県道

整理番号	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
１０８	勝浦三野	三好市三野町太刀野山字引地四九三四番一地先から同四九三二番一地先まで	三四・四	令和元年十一月十二日